

公告

次のとおり市有財産の売却について一般競争入札を行いますので、豊橋市契約規則（昭和39年4月1日規則第11号）第37条の規定に基づき公告する。

令和7年7月18日

豊橋市長 長坂尚登

1 入札に付する売却物件

物件 番号	所在及び地番	地目	面積	予定価格 (最低売却価格)
1	豊橋市磯辺下地町字下地57番 豊橋市磯辺下地町字下地58番	宅地	572.86 m ² (実測)	17,080,000 円

【注意事項】

入札書の金額が予定価格（最低売却価格）に達しない場合は、その入札は無効となります。

2 入札参加者の資格

日本国内に住民登録をしている個人又は日本国内で法人登録をしている法人
ただし、次の（１）～（９）に該当する方は入札に参加することができません。

- （１）市税を滞納している者
- （２）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- （３）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- （４）公告の日から入札の日までの期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書(平成26年3月26日、豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)」に基づく排除措置を受けている者
- （５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業に供しようとする者
- （６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
- （７）破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
- （８）入札参加申込書を指定した期日までに提出しない者
- （９）本市の公有財産に関する事務に従事する職員

3 入札案内書及び契約条項を示す場所及び期間

（１）場所

豊橋市今橋町1番地（豊橋市役所財務部資産経営課 豊橋市役所東館5階）

（２）期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月29日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

4 入札参加申込の受付場所及び受付期間

入札参加希望者は、事前に一般競争入札参加申込書等の提出（持参又は郵送）が必要です。

(1) 受付場所

持参：豊橋市今橋町1番地（豊橋市役所財務部資産経営課 豊橋市役所東館5階）

郵送：郵便番号440-8501

豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 財務部資産経営課

(2) 受付期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月29日（金）までの午前9時から午後5時（土曜日、日曜日、祝日を除く）

なお、郵送による入札参加申込の場合は、特定記録郵便により郵送することとし、令和7年8月29日（金）午後5時必着とします。

5 入札保証金の受付及び入札執行の場所及び日時

(1) 入札日

令和7年9月29日（月）

(2) 入札保証金受付

ア 受付時間 午後2時00分～午後2時30分

イ 受付場所 豊橋市役所 東80会議室（東館8階）

(3) 入札執行開始

ア 開始時間 午後3時00分執行

イ 執行場所 豊橋市役所 東80会議室（東館8階）

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、売却物件ごとに、現金又は銀行等が振り出した自己宛小切手（以下、「小切手」という。）により入札金額の100分の2以上（1円未満切上げ）の入札保証金を納めなければなりません。小切手は「銀行渡り」にし、振出人と支払人を同一にしてください。また、振出しの日から起算して、5日以内のものにしてください。

7 契約書の作成の要否

要

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

(1) 入札参加申込をしなかった者がした入札

(2) 入札参加者の資格を有しない者がした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札及び入札保証金が入札金額の100分

の2以上の額に達しない者のした入札

- (4) 同一物件について2通以上の入札をした入札
- (5) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (7) 入札書の入札金額が予定価格（最低売却価格）に達しないもの
- (8) 郵送による入札
- (9) 虚偽の記載をした者の入札
- (10) 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (11) 入札に関し不正行為があった入札
- (12) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (13) その他担当職員があらかじめ指示した事項に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が豊橋市の定める予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 上記(1)に該当する者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができません。
- (3) 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせます。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知します。

10 売買契約締結期限

原則として令和7年10月15日（水）まで

11 契約保証金

売買代金の10分の1以上（1円未満切り上げ）

12 売買代金の完納期限

令和7年11月10日（月）まで

13 用途の制限

売買契約締結の日から10年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類するもの

(4) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するもの

1.4 所有権の移転

売却物件の所有権は、落札者(買受人)が売買代金を完納し、豊橋市の歳入となったときに移転するものとし、同時に引渡しがあったものとします。売却物件は、現状有姿での引渡しとなります。

1.5 担当部署及び問い合わせ先

担当部署	豊橋市財務部資産経営課
郵便番号	440-8501
所在地	豊橋市今橋町1番地
電話	0532-51-2033

1.6 その他

(1) 入札案内書の入手方法

豊橋市財務部資産経営課のホームページからダウンロード又は担当部署まで直接お越しください。

(2) その他詳細は、「入札案内書」によります。